

指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)
おおみなと園
重要事項説明書

1. 事業者の概要

(1) 事業者の名称等

運 営 主 体 社会福祉法人 桜木会
代 表 者 理事長 濱崎 正明
施 設 名 おおみなと園
開設年月日 令和3年8月1日
所 在 地 青森県むつ市大湊新町30番10号
電 話 番 号 0175-34-1496
F A X 0175-28-3635
管 理 者 名 石田 忠臣
介護保険指定番号 (第0290800044号)

(2) おおみなと園(以下、事業者)の目的と運営方針

事業者は、要介護者（要支援2を含む）であって認知症の状態にある方が、共同生活を営むべき居住において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としたホームです。

この目的に沿って、事業者では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解頂いたうえでご利用下さい。

事業者において提供する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービス（以下、サービス）は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
2. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明する。
3. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
4. 常に、提供したサービスの質、管理、評価を行なう。

(3) 主な設備等

1. 居室数 9室（全て個室）トイレ付
2. 食堂ホール
3. 浴室

(4) 事業者の職員体制

1. 管理者1名（併施設施設長兼務）
2. 計画作成担当者1名（介護職員兼務）
3. 介護職員5名以上
4. 事務職員1名（地域密着型介護老人福祉施設職員兼務）
5. 看護職員1名

(5) 職員の勤務体制

区分	勤務時間
早 番	7 : 00 ～ 16 : 00
日 勤1	8 : 30 ～ 17 : 30
日 勤2	9 : 30 ～ 18 : 30
遅 番	14 : 00 ～ 23 : 00
夜 勤	22 : 50 ～ 8 : 00

(6) 入所定員 9名

短期利用共同生活介護（空室利用） 1名

2. サービス内容

① 介護サービス計画の立案

利用者の方の個別の援助計画を立て、内容をご本人・ご家族に説明し同意のもと交付し、それに基づきケアを致します。短期利用共同生活介護の利用に当たっては利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成致します。

② 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助及び日常生活の世話（食事は原則として食堂でお取り扱いいただきます。なお、下記は食事時間の目安であり利用者の状況に応じて柔軟に対応します。）

朝食 7時00分～ 7時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時00分～18時00分

③ 日常生活の中での機能訓練（リハビリ、レクリエーション）

④ 相談及び援助

⑤ その他

＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に必要に応じた料金を頂くものもありますので不明な点についてはご相談下さい。

(5) 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(6) 利用料金

※利用料金については、【重要事項説明書・別紙】をご参照ください。

(7) 支払方法

毎月10日迄に、前月分の請求書を発行致しますので、その月の20日迄にお支払い下さい。お支払頂きますと領収書を発行致します。支払い方法は、下記のいずれかとなっています。

①口座引落とし

②銀行口座振込

③現金

＊ 延滞時の連絡先

氏名： _____ 電話番号： _____

なお、ご契約者からお支払いの延滞が続いた場合には、ご記入いただいた連絡先に

連絡させていただき、お支払いのお願いをする場合がありますので、御了承下さい

(8) 協力機関等

事業者では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

《協力医療機関》

むつ総合病院 むつ市小川町1丁目2番8号 電話0175(22)2111

渡邊歯科医院 むつ市旭町1番10号

電話0175(24)1839

※緊急時の連絡先

氏名：_____電話番号：_____

(9) 入退居にあたっての留意事項

指定認知症対応型共同生活介護サービスの対象者は、要介護者であって認知症という診断を受けている状態にあり、かつ(1)～(3)を満たす方とします。

(1) 少人数により共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害の恐れがないこと。

(3) 医療機関において常時治療をする必要がないこと。

○ 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退居の場合があります。

○ 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努めます。

○ 短期利用共同生活介護の利用者はあらかじめ30日以内の利用期間を定め、入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ります

(10) 事業者利用にあたっての留意事項

・面会は、概ね8:00～19:00まで利用できます。

・外出、外泊をされる場合は、必ず職員に申し出て外出、外泊許可願を記入して下さい。

*通信等は、自由ですが他の利用者に迷惑にならないようにして下さい。

*その他、ホーム内で決められた規則を遵守して下さい。

(11) 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

1. 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

2. 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

3. 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的を実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(12) 緊急時の対応

事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

(13) 事故発生時の対応

利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（１４）非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。また、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練等を行う。

（１５）虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- １．虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 計画作成担当者 澤田 忍

- ２．虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ３．虐待防止のための指針の整備をしています。
- ４．従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ５．サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（１６）身体拘束等

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、管理者が判断し、御家族の同意のもとに身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業者の介護職員が介護記録にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとし、記録は５年間保存します。

（１７）業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

- １．業務継続計画の策定
- ２．従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- ３．定期的な業務継続計画の見直し及び変更

（１８）感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- １．おおむね６月に１回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
- ２．感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ３．定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

（１９）秘密保持

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ①利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供
- ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等、なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③利用者の円滑な退所のための援助をおこなう場合の、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業者その他の介護支援事業者等へ情報の提供
- ④外部監査機関への情報提供
- ⑤ 事業所において行われる学生等の実習への協力

(20) 個人情報の保護

- 1. 事業者及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- 2. 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。
- 3. サービス提供の記録について、記録物を交付するためには、個人情報に関する開示請求の提出をして頂きます。尚、複写物に関しては実費負担して頂きます。

(21) 要望及び苦情等の相談

事業者は、相談・苦情の受付窓口担当を配置しており、また、法人として第三者委員をお願いしてあります。第三者委員に直接、相談・苦情をお寄せ頂くことも出来ます。どのようなことでもお気軽にご相談下さい。

1. 当施設における苦情の受付

○相談苦情受付窓口（担当者）

計画作成担当者：澤田 忍

電話 0175（34）1496

○苦情解決責任者

管理者 石田 忠臣

○受付時間 9：00～17：00

要望や苦情等は、窓口担当者にお寄せ頂ければ速やかに対応いたしますが、玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出頂くこともできます。

○第三者委員

セーフティーネット青森

電話017（766）3405

むつ下北 福祉オンブズマン 2名

2. 市町村の相談受付窓口

むつ市役所 高齢者福祉課 電話0175（22）1111

3. 青森県国民健康保険団体連合会

介護保険苦情相談窓口 電話017-723-1301

受付時間 月～金（土日祝祭日除く）9：00～16：00

（但し、12：00～13：00までは、休憩時間となっております。）

利用者及び保証人に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

おおみなと園（認知症対応型共同生活介護） 説明者 _____ 印

私は本書面により事業所から認知症対応型共同生活介護についての説明を受け同意しました。

年 月 日

< 利用者 >
住所

氏名 印

< 保証人 >
住所

氏名 印

【重要事項説明書・別紙】

当事業所のサービス利用料金

(1) 介護保険給付サービス（介護予防）認知症対応型共同生活介護

介護度	介護度別利用料	自己負担額（1日あたり）		
		1割	2割	3割
要支援2	7,610	761	1,522	2,283
要介護1	7,650	765	1,530	2,295
要介護2	8,010	801	1,602	2,403
要介護3	8,240	824	1,648	2,472
要介護4	8,410	841	1,682	2,523
要介護5	8,590	859	1,718	2,577

(2) 介護保険給付サービス（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護

介護度	介護度別利用料	自己負担額（1日あたり）		
		1割	2割	3割
要支援2	7,890	789	1,578	2,367
要介護1	7,930	793	1,586	2,379
要介護2	8,290	829	1,658	2,487
要介護3	8,540	854	1,708	2,562
要介護4	8,700	870	1,740	2,610
要介護5	8,870	887	1,774	2,661

加算

入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位算定
看取り介護加算（1）	死亡日以前31日以上45日以下 1日につき72単位
看取り介護加算（2）	死亡日以前4日以上30日以下 1日につき144単位
看取り介護加算（3）	死亡日以前2日又は3日 1日につき680単位
看取り介護加算（4）	死亡日 1日につき1,280単位
初期加算	1日につき30単位
協力医療機関連携加算（1）	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき100単位を加算)
協力医療機関連携加算（2）	上記以外の協力医療機関と連携している場合（1月につき40単位を加算）
医療連携体制加算Ⅰ（イ）	1日につき57単位
医療連携体制加算Ⅰ（ロ）	1日につき47単位
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	1日につき37単位
医療連携体制加算Ⅱ	1日につき5単位
退居時情報提供加算	250単位
退居時相談援助加算	400単位（利用者1人につき1回を限度）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき3単位

認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき4単位
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1月につき150単位
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1月につき120単位
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき100単位
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき200単位
栄養管理体制加算	1月につき+30単位
口腔衛生管理体制加算	1月につき30単位
口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき20単位を加算（6月に1回を限度）
科学的介護推進体制加算	1月につき40単位
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1月につき10単位
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月につき5単位
新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として240単位を算定）
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1月につき100単位
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月につき10単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき22単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき18単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき6単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき+所定単位×186/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき+所定単位×178/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき+所定単位×155/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき+所定単位×125/1000
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	×97/100
利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100
介護従業者の員数が基準に満たない場合	×70/100
身体拘束廃止未実施減算	－10/100減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	－1/100減算
業務継続計画未策定減算	－3/100減算
夜間支援体制加算（Ⅰ）	1日につき+50単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき+120単位

（２）介護保険給付外サービス

利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

※実費にて必要な費用

- ・居室利用料 2, 200円/日額
 - ※ 入院期間中においては、居室利用料は、徴収致します。
- ・食材料費 1, 500円/日額
 - 内訳（朝食400円・昼食550円・夕食550円）
- ・コンセント使用量 20円/日額（1コンセントにつき）
- ・その他 おむつ代、理美容費、嗜好品の購入にかかる費用は実費をご負担いただきます。